

教 育 委 員 会 8 月 定 例 会 会 議 録

1. 日 時 令和7年8月22日(木)午後4時00分～

2. 場 所 ウララⅡ(7F) 会議室1

3. 出席委員 教 育 長 入 野 浩 美
教育長職務代理者 鈴 木 敏 之
委 員 福 島 幸 子
委 員 高 橋 信 子
委 員 石 川 一 幸

4. 委員以外の出席者

教 育 部 長	加 藤 史 子	参 事	中 島 健 一 郎
教育総務課	山 口 晃 一	学 務 課	塚 本 耕 司
生涯学習課	矢 内 良 則	文化振興課	佐 賀 憲 一
スポーツ振興課	日 高 寿 志	指 導 課	郡 司 茂 樹
学校給食センター	渡 辺 直 子	図 書 館	武 藤 修 美
博 物 館	関 口 満	上高津貝塚	比 毛 君 男

5. 議 題

(1) 議 案

議案第24号 土浦市荒川沖学習等供用施設条例の一部改正に対する意見について
(生涯学習課) (非公開)

議案第25号 令和7年度土浦市一般会計補正予算(第2回)に対する意見について
・新治トレーニングセンター整備事業の補正予算(案)について
(スポーツ振興課) (非公開)

議案第26号 財産の取得について(校務用センターサーバ機器等)に対する意見について
(指導課) (非公開)

議案第27号 教育に関する事務の管理及び執行の状況に係る点検・評価報告書について
(教育総務課) (非公開)

(2) 報告事項

① 専決処分の報告について(神立小学校管理瑕疵に係る物損事故の和解) (教育総務課)

(3) その他

① 秋の文化芸術関連事業について (文化振興課・博物館・上高津貝塚)

6. 傍聴者 なし

7. 議事内容

教 育 長 よろしいでしょうか。
それでは、定刻となりましたので、令和7年度8月の教育委員会定例会を開催をいたします。
開催に当たりまして、委員の出席定数を満たしておりますので、本日の会議は成立す

るということで進行をさせていただきます。

本日の議事の非公開とさせていただく案件が4件ございます。

議案の第24号から27号までにつきましては、9月の土浦市議会に関する案件でありますので、開会前ということでもありますので、非公開とさせていただきます。よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

教 育 長 ありがとうございます。

それでは、議案の第24号から27号までの4件につきましては非公開といたします。

本日は、傍聴者はございませんので、次第のとおり進めさせていただきます。

それでは、次第の2番、教育長報告を教育総務課からお願いします。

教育総務課 ————— 7月22日以降の行事について報告 —————

教 育 長 ただいまの件について、御質問等ございましたら。よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

教 育 長 それでは、議案に入りたいと思います。

議案第24号 土浦市荒川沖学習等供用施設条例の一部改正に対する意見について、生涯学習課からお願いします。

矢内課長。

【議案第24号「土浦市荒川沖学習等供用施設条例の一部改正に対する意見について」を協議】（非公開）

教 育 長 ありがとうございます。

それでは、議案第24号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

続きまして、議案第25号 令和7年度土浦市一般会計補正予算（第2回）に対する意見について、スポーツ振興課からお願いをします。

【議案第25号 令和7年度土浦市一般会計補正予算（第2回）に対する意見についてを協議】（非公開）

教 育 長 ありがとうございます。

それでは、議案第25号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

続きまして、議案第26号 財産の取得について（校務用センターサーバ機器等）に対する意見について、指導課からお願いします。

郡司課長。

【議案第26号 財産の取得について（校務用センターサーバ機器等）に対する意見についてを協議】（非公開）

教 育 長 ありがとうございます。

それでは、議案第26号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

続きまして、議案第27号 教育に関する事務の管理及び執行の状況に係る点検・評価報告書案について、教育総務課からお願いします。

山口課長。

【議案第27号 教育に関する事務の管理及び執行の状況に係る点検・評価報告書案についてを協議】（非公開）

教 育 長

ありがとうございます。

それでは、議案第27号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案は以上になります。

続きまして4番、報告事項の1番、専決処分の報告について（神立小学校管理瑕疵に係る物損事故の和解）について、教育総務課からお願いします。

山口課長。

教育総務課

教育総務課です。

資料の⑥をお願いします。

専決処分の報告、神立小学校管理瑕疵に係る物損事故の和解についてでございます。

本件は、5月7日水曜日、午後2時頃発生いたしました。

事故の概要といたしましては、職員が学校敷地内の除草作業を行っていた際に、刈払機からの飛散物により、隣接会社に駐車していた車両の後方窓ガラスを破損させたものです。

和解の概要につきましては、本市が加入している保険から、相手へ車両修理費として総額12万8,800円を支払い、示談となっております。

なお、再発を防止するため、刈払機の安全使用につきまして、当該職員への指導はもとより、全学校及び管理員に周知を行い、再発防止に努めてまいります。

報告は以上でございます。

教 育 長

報告でありました。御質問等ございましたら、お願いします。

高橋委員。

高 橋 委 員

今回、まだ物損だから良かったですが、人に当たったら大変だったと思います。これは塀の外側を草刈りをしていて、道の反対側に行ってしまったということですか。

教 育 長

山口課長。

教育総務課

委員がおっしゃるとおり、ちょうど門の入り口周辺を刈払機で草刈りをしている際に起きてしまったという経緯でございます。

先ほど再発防止の指導ということで、まず、学校の管理職の先生と、除草を行う前に場所の確認を徹底してくれという指導をしています。その上で刈払機で刈るのか、手で刈るのかの判断をしてくださいと。

あとは、刈払機の半径15メートルは飛散物が飛ぶ可能性があるということは、もう示されておりますので、そこに人がいないかとか、破損の可能性がある、例えば学校の窓ガラスとかそういったものがないかどうかをしっかりと確認を行うようにということで指導しております。

以上でございます。

教 育 長

よろしいでしょうか。

石川先生、どうぞ。

石川委員

前にもお伝えしたと思うのですが、毎回こういうことがあったときには必ず、子供がいるところでは使用を絶対にしないようにという注意喚起を入れていただいた

ほうがいいのかと思います。

教 育 長
教育総務課

山口課長。

教育総務課です。

周りに人がいるときに刈払機を使用しないというのは大前提なのですが、アドバイス頂いたとおり、しつこいほどに徹底して指導していきたいと思います。

教 育 長

よろしいでしょうか。

それでは、次第5番その他に入ります。

その他の1番、秋の文化芸術関連事業について、文化振興課からお願いします。

文化振興課

—————秋の文化芸術関連事業について案内—————

教 育 長

委員の皆様、ぜひご鑑賞いただきたいと思います。

本日の案件は、以上でございます。

それでは、次回の定例会の日程について、山口課長からお願いします。

教育総務課

—————次回の定例会日程等について案内—————

教 育 長

ただいま日程について案内がございましたが、ご都合はいかがでしょうか。それではよろしく願いいたします。

以上をもちまして、本日の教育委員会定例会を閉会いたします。

皆さん、ありがとうございました。